

公益財団法人石巻地域高等教育事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻地域高等教育事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会における教育文化の振興発展を図るため必要な事業を行うとともに、学習機会の拡充と均衡を保つために学園都市の整備事業を促進し、もって、地域における教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における教育文化の振興に関する事業
- (2) 大学等の協力による市民講座等の開催に関する事業
- (3) 高等教育機関の振興育成に関する事業
- (4) 奨学金の貸与に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げ

る書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員3人以上10人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１２条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条 評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２ 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長の他、出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置き、その定数は当該各号に定める数とする。

- (1) 理事 3人以上10人以内

- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第2項の規定により理事会が招集されたときは、当該理事会を招集した理事が理事会の議長に当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会において任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

第11章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、亀山紘、副理事長は、阿部秀保とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅野亨 若菜寿子 今井多貴子 浅野勝則 横井一彦 森聡子 佐藤公美

別表（第5条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	物量等
定期預金	1,000,000 円

公益財団法人石巻地域高等教育事業団役員名簿

(令和7年6月2日現在)

役 職 名	氏 名	現 職 名	備 考
理事長	齋 藤 正 美	石巻市長	
副理事長	渥 美 巖	東松島市長	
常務理事	工 藤 均	石巻市副市長	
理 事	須 田 善 明	女川町長	
理 事	矢 戸 健 悦	石巻市教育委員会 教育長	
理 事	相 沢 進	東松島市教育委員会 教育長	
理 事	平 塚 隆	女川町教育委員会 教育長	
理 事	高 橋 壽 枝	前石巻市教育委員会 教育委員	
理 事	高 橋 郁 雄	石巻専修大学 事務部長	
監 事	松 川 肇 行	いしのまき農業協同組合 代表理事組合長	
監 事	遠 藤 国 明	株式会社七十七銀行 執行役員石巻支店長	

公益財団法人石巻地域高等教育事業団評議員名簿

(令和7年5月22日現在)

役 職 名	氏 名	現 職 名	備 考
評議員	あお き や しほ 青 木 八 州	石巻商工会議所会頭	
評議員	いま い た き こ 今 井 多 貴 子	前石巻市教育委員会教育委員	
評議員	わか な ひさ こ 若 菜 寿 子	司法書士	
評議員	よこ い かず ひこ 横 井 一 彦	女川町教育委員会 教育委員	
評議員	さ とう く み 佐 藤 公 美	前石巻市教育委員会 教育委員	
評議員	と とう ひろ あき 遠 藤 宏 昭	石巻市議会議長	
評議員	き むら かず ひこ 木 村 和 彦	東松島市教育委員会 教育委員	

令和6年度事業報告について

第1 事業の概要

1 地域における教育文化の振興に関する事業及び大学等の協力による市民講座等の開催に関する事業

定款第4条第1号及び第2号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

(1) 令和6年度みやぎ県民大学「石巻専修大学開放講座」の共催

- ① 日 時 令和6年6月6日から7月11日までの期間で全6回
毎週木曜日 午後6時30分～午後8時
- ② 会 場 石巻専修大学 4号館1階 4101教室
- ③ 事業費 49,754円
- ④ 内 容 統一テーマ『地元を知って未来を語る』
- ⑤ 事業主体 主催：宮城県教育委員会 共催：公益財団法人石巻地域高等教育事業団
- ⑥ 受講者数 71人
- ⑦ 事業効果 大学の持つ人的、物的教育資源を地域社会に開放するとともに、高齢化、国際化、情報化の進展する社会情勢の中にあって、自己充実や生きがいの追求などに資する学習機会を提供することにより、圏域住民の高度で多様な学習要求に応えとともに、地域学習リーダーの養成が図られた。

2 高等教育機関の振興育成に関する事業

定款第4条第3号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

(1) 地域研究助成事業

- ① 助成金交付日 令和7年3月18日
- ② 助成対象研究課題及び研究代表者
 - ア 実践的プログラミング教育のための教材開発に関する研究
石巻専修大学 経営学部 浅沼 大樹（研究代表者）、工藤 周平、小松 真治
 - イ 地域課題解決に向けた人材育成のためのジョイント・プログラムの構想と実施
石巻専修大学 人間学部 西川 慧
- ③ 事業費 1,000,000円（各500,000円）
- ④ 事業効果 石巻専修大学が行う地域研究に対し、助成金を交付することにより、大学と地域の連携を深めるとともに、地域の学術・文化の振興が図られた。

3 奨学金の貸与に関する事業

定款第4条第4号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

(1) 奨学金貸与事業

- ① 奨学生決定者数 1人
- ② 貸与総額 1,200,000円
内訳 経営学部新入生 1人 1,200,000円
- ③ 事業効果 圏域に居住し、石巻専修大学に入学又は在学する経済的に就学が困難な方を対象に奨学金を貸与することにより、学習機会の拡大と将来を担う有能な人材の育成が図られた。

4 その他目的達成に必要な事業

定款第4条第5号に掲げる事業は、次のとおり実施した。

(1) 令和6年度石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会

- ① 日 時 令和7年1月27日(月) 午前11時～午後12時
- ② 会 場 石巻専修大学 本館2階 会議室1
- ③ 事業効果 石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会を実施することで、相互の交流が促進され、圏域内における行政と大学との協力体制が強化された。

(2) 令和6年度石巻専修大学と圏域高等学校との懇談会

- ① 日 時 令和6年8月30日(金) 講演会 午後4時～午後5時
- ② 会 場 石巻商工会議所 1階 会議室
- ③ 事業効果 石巻専修大学と圏域高等学校関係者及び圏域小中学校の校長を対象に講演会を実施し、地域の教育文化の振興に向け、相互理解を深められた。

(3) 石巻専修大学学生顕彰事業

- ① 日 時 令和7年2月18日(火) 午後2時～午後2時45分
- ② 会 場 石巻専修大学 森口記念館
- ③ 事業費 40,000円
- ④ 表彰者 《団体》○庄子真岐ゼミナール
・東日本大震災で亡くなられた方への鎮魂の想いと魅力的なまちづくりを経て復興し続ける石巻の今を伝える「竹こもればナイト」の開催
《個人》○佐藤陸
・みやぎ東日本大震災津波伝承館解説員として伝承活動に参加
- ⑤ 事業効果 ボランティア活動など、地域と学生の心豊かな交流及び文化・学術振興が図られる顕著な活動を実践した石巻専修大学生団体に対し表彰(表彰状及び記念品の贈呈)を行い、交流及び文化・学術振興の更なる促進が図られた。

第2 庶務の概要

1 役員等に関する事項

令和6年度末現在

役 名	氏 名	就任年月日	担当職務	職 業	備 考
理 事	齋 藤 正 美	R 3. 5. 31	理 事 長	石巻市長	
理 事	渥 美 巖	H29. 5. 31	副理事長	東松島市長	
理 事	工 藤 均	R 4. 5. 27	常務理事	石巻市副市長	
理 事	須 田 善 明	H25. 4. 1		女川町長	
理 事	穴 戸 健 悦	R 3. 10. 29		石巻市教育長	
理 事	志小田 美 弘	R 1. 5. 28		東松島市教育長	
理 事	平 塚 隆	R 4. 5. 27		女川町教育長	
理 事	高 橋 壽 枝	H25. 4. 1		前石巻市教育委員	
理 事	高 橋 郁 雄	R 3. 5. 31		石巻専修大学事務部長	
監 事	松 川 孝 行	H29. 5. 31		団体役員	
監 事	遠 藤 国 明	R 4. 9. 7		団体役員	
評議員	青 木 八 州	R 2. 2. 14		団体役員	
評議員	今 井 多貴子	H25. 4. 1		石巻市教育委員	
評議員	若 菜 寿 子	H25. 4. 1		司法書士	
評議員	横 井 一 彦	H25. 4. 1		女川町教育委員	
評議員	佐 藤 公 美	H25. 4. 1		前石巻市教育委員	
評議員	木 村 和 彦	H30. 5. 31		東松島市教育委員	
評議員	遠 藤 宏 昭	R 6. 9. 7		石巻市議会議長	

2 職員に関する事項

令和6年度末現在

役 職 名	氏 名	採用年月日	担当職務	備 考
事 務 局 長	岡 浩	R 4. 5. 13	事 務 全 般	
事務局次長	明 日 正 紀	R 6. 4. 1	事 務 全 般	
事 務 課 長	千 葉 宏 一	R 4. 4. 1	事 務 全 般	
事 務 局 員	阿 部 潤	R 6. 4. 1	事 務 全 般	
事 務 局 員	今 野 晋 吾	R 6. 4. 1	事 務 全 般	
事 務 局 員	太 田 潤 一	R 6. 4. 1	事 務 全 般	
事 務 局 員	阿 部 和 陽	R 4. 4. 1	事 務 全 般	

3 役員会等に関する事項

(1) 理 事 会

開 会 月 日	議 事 事 項	会 議 の 結 果
第1回理事会 (R6. 5. 7)	第1号報告 理事長等の職務執行状況について 第1号議案 令和5年度事業報告について 第2号議案 令和5年度収支決算について 第3号議案 令和6年度第1回評議委員会の招集について	承認 可決 可決 可決
第2回理事会 (R7. 3. 5)	第2号報告 理事長の職務執行状況について 第4号議案 令和7年度事業計画（案）について 第5号議案 令和7年度収支予算（案）について 第6号議案 特定資産の取り崩しについて 第7号議案 令和6年度第2回評議委員会の招集について	承認 可決 可決 可決 可決
第3回理事会 (R7. 3. 14) 書面開催	第8号議案 令和6年度第2回評議員会の招集日時の変更について	可決

(2) 評 議 員 会

開 会 月 日	議 事 事 項	会 議 の 結 果
第1回評議員会 (R6. 5. 23)	第1号報告 令和5年度事業報告について 第1号議案 令和5年度収支決算について	承認 可決
第2回評議員会 (R7. 3. 24)	【報告事項】 理事長等の職務執行状況について 令和7年度事業計画について 令和7年度収支予算について 特定資産の取り崩しについて	承認 承認 承認 承認

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで[第40年度]

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	20	19	1
② 雑収益			
受取利息	5,750	2,036	3,714
助成金返還金	0	0	0
【経常収益計】	5,770	2,055	3,715
(2) 経常費用			
① 事業費			
委員報酬	28,500	28,500	0
旅費交通費	1,726	2,910	△ 1,184
通信運搬費	1,760	14,420	△ 12,660
消耗品費	40,000	23,465	16,535
会議費	19,250	60,500	△ 41,250
助成金	1,000,000	1,000,000	0
補助金	49,754	52,089	△ 2,335
支払い手数料	1,650	1,650	0
雑費	440	440	0
事業費計	1,143,080	1,183,974	△ 40,894
② 管理費			
役員報酬	114,000	133,000	△ 19,000
会議費	665	2,410	△ 1,745
旅費交通費	5,552	6,212	△ 660
通信運搬費	6,320	17,400	△ 11,080
報償費	0	0	0
消耗品費	0	7,453	△ 7,453
雑費	7,420	6,980	440
管理費計	133,957	173,455	△ 39,498
【経常費用計】	1,277,037	1,357,429	△ 80,392
当期経常増減額	△ 1,271,267	△ 1,355,374	84,107
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 1,271,267	△ 1,355,374	84,107
【一般正味財産期首残高】	133,061,284	134,416,658	△ 1,355,374
【一般正味財産期末残高】	131,790,017	133,061,284	△ 1,271,267
II 指定正味財産増減の部			
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	131,790,017	133,061,284	△ 1,271,267

貸借対照表

令和7年3月31日現在[第40年度]

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	855,687	1,028,584	△ 172,897
流動資産合計	855,687	1,028,584	△ 172,897
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	1,000,000	1,000,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) 特定資産			
奨学金貸与資金特定預金	100,629,000	97,669,000	2,960,000
特定資産合計	100,629,000	97,669,000	2,960,000
(3) その他固定資産			
奨学金貸付金	29,320,000	33,380,000	△ 4,060,000
その他固定資産合計	29,320,000	33,380,000	△ 4,060,000
固定資産合計	130,949,000	132,049,000	△ 1,100,000
資産合計	131,804,687	133,077,584	△ 1,272,897
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	14,670	16,300	△ 1,630
流動負債合計	14,670	16,300	△ 1,630
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	14,670	16,300	△ 1,630
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	131,790,017	133,061,284	△ 1,271,267
(うち基本財産への充当額)	1,000,000	1,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	100,629,000	97,669,000	2,960,000
正味財産合計	131,790,017	133,061,284	△ 1,271,267
負債及び正味財産合計	131,804,687	133,077,584	△ 1,272,897

収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで[第40年度]

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額 (B)	差 異 (B-A)	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	20	20	0	
② 奨学金貸付金元金収入	3,030,000	5,260,000	2,230,000	
③ 雑収入	2,000	5,750	3,750	
【事業活動収入合計】	3,032,020	5,265,770	2,233,750	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	9,415,000	2,343,080	△ 7,071,920	
② 管理費支出	460,000	133,957	△ 326,043	
【事業活動支出合計】	9,875,000	2,477,037	△ 7,397,963	
【事業活動収支差額】	△ 6,842,980	2,788,733	9,631,713	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	9,100,000	2,300,000	△ 6,800,000	
【投資活動収入合計】	9,100,000	2,300,000	△ 6,800,000	
2 投資活動支出				
① 特定預金取得支出	3,030,000	5,260,000	2,230,000	
【投資活動支出合計】	3,030,000	5,260,000	2,230,000	
【投資活動収支差額】	6,070,000	△ 2,960,000	△ 9,030,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
【財務活動収入合計】	0	0	0	
2 財務活動支出				
【財務活動支出合計】	0	0	0	
【財務活動収支差額】	0	0	0	
IV 予備費支出	200,000	0	△ 200,000	
【当期収支差額】	△ 972,980	△ 171,267	801,713	
【前期繰越収支差額】	972,980	1,012,284	39,304	
【次期繰越収支差額】	0	841,017	841,017	

財産目録

令和7年3月31日現在[第40年度]

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額
(流動資産)				
	普通預金	七十七銀行石巻支店	運転資金として	855,687
流動資産合計				855,687
(固定資産)				
基本財産	定期預金	七十七銀行石巻支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	1,000,000
基本財産合計				1,000,000
特定資産	定期預金	東北労働金庫石巻支店	一部公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業及び法人会計の財源としている。	10,000,000
		石巻信用金庫本店	〃	10,000,000
		石巻商工信用金庫本店	〃	10,000,000
		北日本銀行石巻支店	〃	10,000,000
		仙台銀行石巻支店	〃	10,000,000
		東北銀行石巻支店	〃	10,000,000
		いしのまき農業協同組合石巻支店	〃	10,000,000
		岩手銀行石巻支店	〃	10,000,000
		七十七銀行石巻支店	〃	10,000,000
		七十七銀行石巻支店	〃	9,629,000
		七十七銀行石巻支店	〃	1,000,000
貸与奨学金			貸与奨学金の累計額	29,320,000
固定資産合計額				130,949,000
【資産合計】				131,804,687
(流動負債)				
	その他の流動負債		役員等の源泉所得額	14,670
流動負債合計				14,670
【負債合計】				14,670
【正味財産合計】				131,790,017

令和7年度事業計画

1 地域における教育文化の振興に関する事業及び大学等の協力による市民講座等の開催に関する事業

定款第4条第1号及び第2号に掲げる事業を次のとおり実施する。

(1) 石巻専修大学開放講座

大学の持つ人的、物的教育資源を地域社会に開放するとともに、自己実現や生きがいの追及などに資する学習機会を提供し、石巻地域の教育文化の振興を図るため、石巻専修大学及び宮城県教育委員会と「石巻専修大学開放講座」を開催する。

2 高等教育機関の振興育成に関する事業

定款第4条第3号に掲げる事業を次のとおり実施する。

(1) 地域研究費助成事業

石巻地域における文化・学術の振興を図るため、石巻専修大学教職員が行う石巻地域に係る経済・社会・文化に関する学術研究及び産業・文化の振興に寄与する研究に対し助成を行う。

3 奨学金の貸与に関する事業

定款第4条第4号に掲げる事業を次のとおり実施する。

(1) 奨学金貸与事業

有能な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を貸与する。

4 その他目的達成に必要な事業

定款第4条第5号に掲げる事業を次のとおり実施する。

(1) 石巻専修大学と圏域首長・議長懇談会

圏域内における行政及び大学との協力体制を強化するため、懇談会を開催する。

(2) 石巻専修大学と圏域小・中・高等学校との懇談会等

石巻専修大学第2次中長期ビジョンにおいて、「地域連携による社会実装と地域教育の強化」を行動目標に掲げる大学と圏域小・中・高等学校との連携を促進するため、懇談会等を開催する。

(3) 石巻専修大学学生顕彰事業

地域と学生の心豊かな交流を推進するため、文化・スポーツ及びボランティア活動など特に顕著な活動を実施した石巻専修大学生を表彰する。

(4) 石巻地域産学官交流大会

産学官連携については、石巻専修大学において「研究シェアリング・プログラム」、また、石巻商工会議所が事務局を担っている石巻地域産学官グループ交流会において各種事業が行われていることから、これらの連携事業との調整及び事業の再開に向けた検討を行う。